

令和7年度集団指導 ～（介護予防）訪問看護～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和8年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課



◎基準条例等

- ▶ 基準法 : 「介護保険法」 (平成9年法律第123号)
- ▶ 基準省令 : 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成11年厚生省令第37号)
- ▶ 予防基準省令 : 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」 (平成18年厚生労働省令第35号)
- ▶ 基準告示 : 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」 (平成12年厚生省告示第19号)
- ▶ 大臣基準 : 「厚生労働大臣が定める基準」 (平成27年厚生労働省告示第95号)
- ▶ 基準省令解釈通知 : 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」 (平成11年老企第25号)
- ▶ 大臣基準解釈通知 : 「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」 (令和6年3月15日老認発0315第4号)



◎基準条例等

- ▶ 県条例　：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
（令和7年富山県条例第11号）
- ▶ 県予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」
（令和7年　富山県条例第12号）
- ▶ 県要領　：「介護サービス事業者における事故発生時等の報告取扱要領」（平成20年富山県）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください



◎運営規程に記載すること

* 基準省令第73条、予防基準省令第72条
(運営規程)

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 ※令和6年4月1日から義務化
- (8) その他運営に関する重要事項

※業務継続計画の策定、衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）



◎重要事項説明書に記載すること

* 基準省令第8条（同第74条において準用）、予防基準省令第49条の2（同第74条において準用）
（内容及び手続の説明及び同意）

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し第73条に規定する**運営規程の概要、看護師等の勤務の体制**その他の**利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

* 解釈通知 第三の一訪問介護 3（2）の準用
（内容及び手続の説明及び同意）

居宅基準第8条は、指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供するため、その提供の開始に際し、**あらかじめ**、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問看護事業所の運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の**利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項**について、わかりやすい**説明書やパンフレット等の文書を交付**して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問看護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問看護事業者双方の保護の立場から**書面によって確認することが望ましい**ものである。



1. 指摘・指導事項例



事例 1 : 運営規程・重要事項説明書等の掲示

指摘事項

- ・運営規程や重要事項説明書等の掲示が、利用申込者またはその家族等が見やすい場所に掲示されていない

●ポイント

- ・相談室、又は事務所内でも相談者が立ち入り可能な場所、且つ見やすい位置に掲示すること
- ・壁面等への掲示が難しい場合は、重要事項を記載したファイル等を利用申込者又はその家族等が自由に
閲覧可能な形で相談室等に備え付けることで掲示に代えることができる。

●根拠法令

- * 基準省令第32条（同第74条において準用）、予防基準省令第53条の4（同第74条において準用）
（掲示）

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2. 指定訪問看護事業所は、重要事項を記載した書面を**当該指定訪問介護事業所に備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる**ことにより前項の規定による掲示に代えることができる。
3. 指定訪問看護事業所は、原則として、**重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない**（令和7年4月1日より適用）

事例 2：看護師等の員数、管理者

指摘事項

従業者の職種、員数及び職務の内容について正しく記載すること。

●ポイント

- ・管理者が看護業務を兼任する場合は管理業務と区別をして勤務実績を記録すること。
- ・併設する介護サービス事業所との間で勤務実態区分を明確にすること。

●根拠法令

* 基準省令第60条、予防基準省令第63条
(看護師等の員数)

指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)

- イ 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) **常勤換算方法で、2.5以上となる員数**
- ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適當数

* 基準省令第61条、予防基準省令第64条
(管理者)

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに**専らその職務に従事する常勤の管理者**を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問管理ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。(第2項、第3項は省略)



事例3：身分を証する書類の携行

指摘事項

- ・ 使用している名札に記載されている内容が限定されている（所属事業所名・苗字のみ等）
- ・ 身分を証明する証書等を作成、携行していない

●ポイント

- ・ 職員の身分証明書には写真添付のものを活用し、身分詐称等による事故等を防止すること。
- ・ 個人情報保護の観点から、上記は利用者またはその家族等に求められた際のみ提示することで良しとする。

●根拠法令

* 基準省令第18条（同74条において準用）、予防基準省令第49条の12（同第74条において準用）

（身分を証する書類の携行）

指定訪問看護事業者は、看護師等に**身分を証する書類を携行**させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを**提示**すべき旨を指導しなければならない。

* 解釈通知 第三の一訪問介護 3（9）の準用

（身分を称する証明書の携行）

（前略）この証明書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該看護師等の氏名を記載するものとし、当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。



事例4：通常の事業の実施地域

指摘事項

通常の事業の実施地域について正しく記載すること。

●ポイント

- ・ 運営規程には通常実施する地域を、客観的にその区域が特定されるよう明確に記載すること。
- ・ 市町村内で地域を限定する場合は、地区を明確に規定して運用すること。（○市△地区等）
- ・ サービス提供区域内での交通費受領の禁止、サービス提供区域外での交通費設定基準の明示

●根拠法令

* 基準省令第73条（予防基準条例第72条）

（運営規程）本スライド「運営規程に記載すること」参照

* 基準省令第9条（同第74条において準用）、予防基準省令第49条の3（同第74条において準用）

（提供拒否の禁止）

指定訪問看護事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではならない。※利用者の居住地が通常の事業の実施地域外＝正当な理由

* 基準省令第66条第3項及び第4項、予防基準省令第69条第3項及び第4項

（利用料の受領）

3. 指定訪問看護事業者は（中略）利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、**それに要した交通費の額**の支払いを利用者から受けることができる。

4. 指定訪問看護事業者は（中略）あらかじめ利用者又

はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。



事例 5 : 記録の整備

指摘事項

指定訪問看護に関する書類の保管期限の記載がない。

●ポイント

指定訪問看護に関する書類の保管期限は完結の日から5年とし、運営規程、重要事項説明書その旨を掲載すること。

●根拠法令

* 県条例第4条、県予防条例第4条
(記録の整備)

指定居宅サービス事業者は、当該各号（指定訪問看護事業者：省令第73条の2第2項各号）に定める規定に掲げる記録(※)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。※：以下(1)～(8)

- (1) 第69条第2項に規定する **主治の医師による指示の文書**
- (2) **訪問看護計画書**
- (3) **訪問看護報告書**
- (4) 第74条において準用する第19条第2項に規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 第68条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第74条において準用する第26条の規定による **市町村への通知に係る記録**
- (7) 第74条において準用する第36条第2項の規定による **苦情の内容等の記録**
- (8) 第74条において準用する第37条第2項の規定による **事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**



事例 6 : サービスの提供

指摘事項

訪問看護記録書 I の更新がされていない。

●ポイント

- ・利用者の状況変化がない時も1回/年等定期的にアセスメントシート、訪問看護記録書を見直しすることが望ましい。

●根拠法令

* 基準省令第70条、予防基準省令第76条（指定予防訪問看護の具体的取扱い方針）
（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、**利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて**、療養上の目標、当該目標を達成するための**具体的なサービスの内容等**を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

- 2 看護師等は、既に**居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って**訪問看護計画書を作成しなければならない。
- 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- 5 看護師等は、**訪問日、提供した看護内容等**を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。



事例7：サービスの提供

指摘事項

- ・主治医指示書に書かれている内容と訪問看護計画書及び記録との整合性が取れないケースがある

●ポイント

- ・訪問看護計画書は**主治医の指示に基づいた内容**を記載すること。
- ・主治医の指示に疑義がある場合は主治医へ確認を取ること。
- ・上記計画に従ってサービスを実施し記録すること。
- ・主治の医師へ訪問看護計画書、訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図ること。

●根拠法令

* 基準省令第69条、予防基準省令第77条

(主治の医師との関係)

指定訪問看護事業所の管理者は、**主治の医師の指示に基づき**適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、**主治の医師による指示を文書で受け**なければならない。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条（基準省令第70条）第1項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって**主治の医師との密接な連携**を図らなければならない。

事例 8 : 苦情処理

指摘事項

- ・重要事項説明書に、苦情受付機関を記載すること
- ・苦情の内容を踏まえ、サービスの質の改善に向けた検討を行うこと

●ポイント

- ・窓口：当該事業所、富山県国民健康保険団体連合会/通常の事業実施区域の市町村介護保険窓口等
- ・サービスの質の向上：苦情の内容や原因を分析の上、検討した改善策等を職員間で共有する

●根拠法令

* 基準省令第36条（同第74条における準用）、予防基準省令第53条の8（同第74条における準用）
(苦情処理)

指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための**窓口を設置**する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って**必要な改善を行わなければならない**。

4 指定訪問看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を**市町村に報告**しなければならない。

5 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して**国民健康保険団体連合会**(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って**必要な改善を行わなければならない**。

6 指定訪問看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

事例9：虐待防止のための措置

指摘事項

- ・虐待防止のための措置に係る体制整備と実施上の留意点
- ・措置を適切に実施するための担当者が明記されていない

●ポイント

- ・指針には、訪問先で虐待事案を発見した時の行政機関への通報体制についても記載し、看護師等が運用できるようにしておくこと。
- ・委員会や研修を行ない、実施記録を作成していくこと。
- ・これらの措置を適切に実施するための担当者を置くこと

※令和6年4月1日より義務化により、上記措置を講じていない場合は、減算の対象となる

●根拠法令

* 基準省令第37条の2（同第74条において準用）、予防基準省令第53条の10の2（同第74条において準用）
（虐待の防止）

指定訪問看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



事例10：業務継続計画の策定等

指摘事項

- ・業務継続計画書に計画策定年月日が記載されていない
- ・研修及び訓練の実施報告書において、両方を実施したことが不明瞭

●ポイント

- ・業務継続計画書を定期的に見直していることが分かるよう計画策定の年月日を記載する
 - ・研修・訓練を同日に行った場合は研修部分と訓練部分を分けて記載し、報告書の表題を研修・訓練実施報告とする等、両方を実施したことを明瞭にすること
- ※令和6年4月1日より義務化により、計画が未策定の場合や、計画に従い必要な措置を講じていない場合は減算対象となる

●根拠法令

*基本省令第30条の2（同第74条において準用）、予防基準条例第53条の2の2（同第74条における準用）
（業務継続計画の策定等）

指定訪問看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

事例11：感染症の予防及びまん延の防止のための措置

指摘事項

- ・ 定期的な実施を定められている、委員会や研修・訓練等の実施記録の整備が不十分
- ・ 事務所内の衛生管理が不十分

●ポイント

- ・ 当該事業所で感染症の発生、まん延に繋がらないよう、おおむね6カ月に1回以上委員会を開催し、周知・徹底を図ること。また、委員会の実施記録を作成すること。
- ・ 指針を整備し、研修・訓練を定期的に行ない、資料を綴るだけでなく実施記録を作成していくこと。
- ・ 感染症の発生及びまん延防止のため、医療用針等の保管棚は必ず施錠して管理すること。

※令和6年4月1日より義務化

●根拠法令

* 基準省令第31条（同第74条において準用）、予防基準省令第53条の3（同第74条において準用）
（衛生管理等）

指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。（令和6年4月1日より義務化）

(1) 当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

事例12：委員会・研修・指針等について

指摘事項

- ・義務づけられている研修、委員会等が実施されていない

	委員会	研修	訓練	指針等
虐待の防止	○ 定期的に開催	○ 定期的（年1回以上）に実施		○ 指針の整備
業務継続計画（BCP）		○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ BCP（災害・感染症）の策定
感染症の予防等	○ おおむね6月に1回以上開催	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 指針の整備

- ポイント 研修や訓練等を実施した場合は、記録に残しておくこと

※・業務継続計画（災害・感染症両方）を策定していない場合、虐待の防止措置が未実施の場合、**減算となることに留意**すること。

事例13：利用料金等の受領

指摘事項

料金表や重要事項説明書等には、指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額について正しく記載すること。

●ポイント

利用者負担は、

- (1)[法定代理受領サービス] ①居宅介護サービス費用基準額の1～3割（介護保険負担割合証記載の負担割合であること、②支給限度額を超える場合は超過分の全額となること
- (2)[法定代理受領サービス（自費分）]
- (3)その他費用 (4)(1)～(3)の費用を利用者へ説明し、同意を得ること。

●根拠法令

* 基準省令第66条、予防基準条例第69条
(利用料等の受領)

指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

事例14：利用料金等の受領

指摘事項

料金表には、指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額について正しく記載すること。

●ポイント

(1) 料金表に、各加算の算定要件を記載すること。

特に看護体制強化加算の算定に当たっては、算定対象となる利用者数の割合を毎月管理し、割合が所定の基準を下回った場合は届け出ること

(2) 以下の加算については、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の算定対象外であることを記載すること。「特別地域訪問看護加算」「中山間地域等の小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナルケア加算」「サービス提供体制強化加算」

(3) 介護保険においては、事業所の休業日に訪問看護を行った場合であっても、特別料金の設定はできない

●根拠法令

* 基準告示

一 指定居宅サービスに要する費用の額は別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする
別表3 訪問看護費

* 介護報酬等に係るQ&A 連番786 (平成12.4.28)

* 老企36第2の4 (28) 看護体制強化加算について (平成12.3.1)



II. その他、周知事項



1 指定更新

周知事項

事業所指定より6年ごとに、指定更新書類一式を提出期限より延滞なく、県へ提出すること。

●根拠法令

* 基準法第70条の2
(指定の更新)

第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 訪問看護事業者における医薬品の取り扱い

周知事項 (骨子)

・要件を満たす場合に、臨時的な対応として用いるための輸液を指定訪問看護ステーションに配備できるものとする (詳細は通知内容参照) (令和8年3月1日以降、適用)

●根拠法令

* 医薬発1225第5号 (令和7年12月25日) ※通知は周知済み
(訪問看護事業者における医薬品の取り扱いについて)

第1: 1 医薬品を使用する各患者の在宅療養を担う医師、薬剤師及び訪問看護を行う看護師等 (以下単に看護師等という。) (以下医師等という。) が協議し、検討した上での臨時的な対応 (以下「臨時的な対応」という。) として事前に容認していれば、指定訪問看護ステーションにおいて、輸液 (等張性電解質輸液製剤及び低張性張性電解質輸液製剤 (ただし、開始液及び脱水保水液に限る。)) (以下「対象となる輸液」という。) を貼美することは差し支えないこと。ただし、以下の(1)~(5)に掲げる要件を満たす場合に限ること。(中略)

第2: 第1に関する実施報告 (略)、第3: 適用期日 (略)、第4: 関連通知の改正等 (略)、第5: その他

※ 受講確認の入力をお願いします

回答期限：令和8年6月30日（火）

富山県所管・富山市所管で入力フォームが異なります

富山県所管の事業所

- ▶ 受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=sJnUuhcr>

富山市所管の事業所

- ▶ 法人単位ではなく、**事業所ごと**の回答をお願いします。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/1mv9pUQo>

